

# 滋賀県過疎地域持続的発展計画(案) 概要

## 1 基本的な事項

- 県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定により策定した県過疎地域持続的発展方針(令和3年8月策定)に基づき、本県の過疎地域を有する市に協力して、県が講じようとする措置について、同法第9条の規定により定めるもの。
- 取組の推進にあたっての考え方
  - ・ 本県の過疎地域の厳しい実情を踏まえるとともに、豊かな自然など過疎地域の資源を最大限活かし、過疎地域を有する長浜市および高島市のまちづくりの考え方に沿って、両市の取組を支援し、過疎地域の持続的発展を図る。
  - ・ 両市との連携をさらに強化するとともに、地域住民やNPO、民間企業など多様な主体と協働し、諸施策を実施する。
  - ・ 県道や林道等のハード事業に加えて、移住交流や定住促進、交通手段や医療の確保、地域におけるデジタル化の推進への支援など、地域の実情に合ったソフト対策も併せて講じ、過疎地域の持続的発展に向け取組を推進する。
- 計画期間・・・5年間(令和3年度から令和7年度まで)
- 過疎地域の持続的発展に関する目標・・・過疎地域を有する長浜市および高島市が市の過疎地域持続的発展計画で定めている人口に関する目標を達成する。  
【長浜市】令和7年度 110,394人以上 【高島市】令和7年度 45,700人以上
- 計画の達成状況の評価・・・毎年度、計画記載事業等について実績を調査し、市計画の達成状況に関する評価結果とあわせて確認することにより、過疎地域の現状を正確に把握します。  
その上で、各施策が持続可能な地域社会の形成や地域活力の向上等にいかんにかんじて評価します。

<参考>

- ・滋賀県過疎地域持続的発展方針(令和3年8月策定)
- ・長浜市過疎地域持続的発展計画(令和3年12月策定予定)
- ・高島市過疎地域持続的発展計画(令和3年9月策定)

## 2~13 各分野別の取組

### 2 移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

事項	主な内容
○ 過疎地域が有する魅力の発信、地域における受入体制の整備	・「やま・さと・まち」移住・交流推進事業 ・農山村の新生活様式サポート事業 等
○ 関係人口の創出	・“Connect-Shiga”創出事業 ・過疎地域等政策支援員事業
○ 地域間交流の推進	・「山を活かす、山を守る、山に暮らす」都市交流モデル事業

### 3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

#### (1) 農業の振興

事項	主な内容
○ 営農体制の構築、獣害対策の実施、農産物の生産振興・スマート農業による省力化	・産地競争力の強化対策事業 ・しがのスマート農業推進事業 等
○ 担い手や雇用の場の確保等	・新規就農者確保事業 ・しがの農林水産業就業促進事業 等
○ 農業水利施設の効率的・効果的な保全更新、農道等の基盤施設の整備	・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業 ・農業農村整備事業

#### (2) 林業の振興

事項	主な内容
○ 林道等の生産基盤の適切な維持管理、作業道の整備	・林道事業
○ 効率的な木材生産体制づくりの強化	・造林事業 ・林木育種事業
○ 自然とふれあえる機会の創出等による森林の有効利用の促進	・未来へつなぐ木の良さ体感事業
○ 森林資源の利用拡大	・林産物生産流通振興対策事業 ・木質バイオマス利用促進施設整備事業 等

#### (3) 水産業の振興

事項	主な内容
○ 稚魚放流等による水産資源の増殖	・河川漁業振興対策事業 ・多様で豊かな湖づくり推進事業
○ 生態系の維持・保全	・多面的機能発揮対策事業
○ 観光遊漁による地域の活性化	・川の魅力まるごと体感事業 等
○ 外来魚およびカワウ対策の実施	・外来魚駆除促進対策事業 ・カワウ漁業被害防止対策事業

#### (4) 商工業、情報通信産業等の振興

事項	主な内容
○ 地域内での経済循環につながるビジネスの創出支援や起業家への支援	・中小企業振興資金貸付金 ・原子力発電施設等周辺企業立地支援事業
○ 特産品開発戦略の構築、活動グループへの支援による特産品開発	・発酵産業成長促進化プロジェクト事業
○ 地域イベントへの支援等による集客や地域振興の取組の推進	・にぎわいのまちづくり総合支援事業 ・自治振興交付金(商店街基盤施設等整備事業)
○ AI・IoT機器等の導入補助、デジタルツールの普及促進	・近未来技術等社会実装推進事業

### (5) 観光の開発

事項	主な内容
○ エコツーリズムなどの着地型観光の開発	・琵琶湖水源の森保全活用事業
○ 受入体制の整備、施設の更新整備と活用	・自治振興交付金(国際観光サイン整備事業)

### 4 情報化に関する事項

事項	主な内容
○ 地域間の情報通信格差の是正	・県域無料Wi-Fi整備促進事業
○ 日常生活における情報化・デジタル化の推進	・滋賀県DX官民協創サロン ・しがのスマート農業推進事業【再掲】 ・近未来技術等社会実装推進事業【再掲】 等

### 5 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

事項	主な内容
○ 道路網の整備、道路未改良部分や狭隘で危険な箇所等の整備	・林道整備事業(横山岳線) ・県道整備事業【中河内木之本線(中河内・菅並)】 ・県道整備事業【杉本余呉線(杉本・上丹生)】 ・県道整備事業【麻生古屋線/木線(朽木)】 等
○ 道路等の融雪施設等の整備、老朽化した施設の更新	・鉄道関連施設整備費補助金
○ 鉄道関連施設のバリアフリー化等の整備促進	・バス路線など地域の実情に応じた交通手段の確保
○ バス路線など地域の実情に応じた交通手段の確保	・コミュニティバス運行対策費補助金 ・交通不便地デマンド交通運行対策費補助金 等

### 6 生活環境の整備に関する事項

事項	主な内容
○ 汚水処理施設のコスト削減、適正かつ合理的な維持管理	・下水道広域化推進総合事業 ・汚水処理施設整備接続等交付金 等
○ 廃棄物の発生抑制や資源化、不法投棄防止対策の推進	・産業廃棄物不法投棄防止対策事業 ・産業廃棄物減量化支援事業 等
○ 自主防災組織などへの支援、消防設備の充実	・自治振興交付金(自主防災組織育成事業) ・自治振興交付金(「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり活動支援事業) 等

### 7 子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

事項	主な内容
○ 高齢者の生きがい対策等の推進、在宅サービスの充実	・老人クラブ活動費補助金 ・自治振興交付金(高齢者住宅小規模改造助成事業)
○ 保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築	・生活支援基盤整備推進事業 ・市町在宅医療・介護連携推進事業
○ 子育て支援のための地域ネットワークの構築	・地域子育て支援事業
○ 保育園等の保育環境整備、放課後児童クラブの充実	・放課後児童クラブ施設整備事業 ・子育て支援環境緊急整備事業 等

### 8 医療の確保に関する事項

事項	主な内容
○ へき地医療拠点病院に指定されている市立病院や診療所の老朽化した施設の整備および医療機器の更新	・国民健康保険特別調整交付金(へき地診療所運営費交付分)
○ 常勤医師の確保	・へき地医療支援機構委託
○ へき地医療拠点病院を核とした各診療所等と連携した巡回診療の実施	・へき地医療拠点病院運営費補助金

### 9 教育の振興に関する事項

事項	主な内容
○ 教育環境の整備、地域の特色を活かした教育等が展開できる学校づくり	・学校施設環境改善交付金 ・「地域の力を学校へ」推進事業
○ 地域に開かれた学校づくりの推進	・学校・家庭・地域の連携協力推進事業 等
○ スクールバス運行など安定した通学環境の確保	・へき地児童生徒援助費等補助金

### 10 集落の整備に関する事項

事項	主な内容
○ 交流や情報交換の場の創出	・未来を拓く地域づくり推進事業
○ 先進的取組事例等の収集・提供、それぞれの区域に相応しい地域づくり	・自治振興交付金(個性輝く自治活動支援事業)
○ 公共交通確保、生活必需品購入等の支援、除雪など、生活不安を解消するための事業の実施	・自治振興交付金(山村辺地等活性化事業) ・自治振興交付金(地域救急対応力向上促進事業) 等

### 11 地域文化の振興等に関する事項

事項	主な内容
○ 地域文化の保存・継承、県内外への発信	・美の資源活用推進事業 ・指定文化財保存修理等補助金

### 12 再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

事項	主な内容
○ 住宅や事業所、農業水利施設等への再生可能エネルギー設備等の導入支援	・スマート・エコハウス普及促進事業 ・省エネ・再エネ等推進加速化事業 ・再生可能エネルギーを活用した丹生水源地域整備事業
○ 地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進	・再生可能エネルギーを活用した丹生水源地域整備事業【再掲】 ・木質バイオマス利用促進施設整備事業【再掲】等

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

事項	主な内容
○ 設備投資に対する課税免除	・県税の課税免除
○ 地域特性や課題に応じた創意と工夫のある施策展開や相互連携を促す事業の実施	・自治振興交付金提案事業

## 14 過疎地域の市の区域を超える広域的な施策、過疎地域市相互間の連絡調整、人的および技術的援助その他必要な援助

- 計画の実施にあたっては、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市の区域を超える広域的な施策を講じるとともに、市相互間の連絡調整ならびに市が過疎地域の持続的発展のために取り組む事業に対する人的および技術的援助その他 必要な援助を行うよう努めます。